

東海市クラウドファンディング活用支援事業に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、社団ちたクラウドファンディングと締結したクラウドファンディング業務に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、クラウドファンディングを活用して、東海市のまちづくりや地域活性化に寄与するプロジェクトを実施する者を支援するための取扱いについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と緊密な関係を有する者を除く。

- (1) 市内在住、在勤又は在学の個人
- (2) 市内で活動する法人又は団体

(対象プロジェクト)

第3条 対象プロジェクトは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市のまちづくりや地域活性化に寄与するもの
- (2) 社団ちたクラウドファンディングとの協定に基づくもの
- (3) 政治活動や宗教活動を目的としていないもの

(支援の内容)

第4条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 社団ちたクラウドファンディングへの紹介
- (2) クラウドファンディングの利用に係る手数料を3%軽減

(支援の申請)

第5条 支援を受けようとする者は、プロジェクト公開前までに東海市クラウドファンディング活用支援事業申請書（様式1）を市長に提出するものとする。

(プロジェクトの紹介)

第6条 市は、前条の申請があったときは、その内容を確認のうえ、社団ちたクラウドファンディングに紹介するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、令和5年（2023年）1月31日から適用する。